

西三河都市計画事業岡崎駅針崎若松土地区画整理事業 基準地積の更正申請手続きのお知らせ

1 基準地積更正申請とは

土地区画整理事業では、換地（整理後の土地）の地積を定めるときの基準となる従前の地積（面積）は、事業計画の決定公告を行った日（基準日）に登記事項証明書（土地登記簿）に記載されている地積としています。

しかし、皆様がお持ちの土地について、実際の地積と登記事項証明書に記載されている地積に差が生じている場合もあり、そのような場合、ご自身の判断により基準地積の更正申請手続きを行っていただくことで基準地積を現況の地積に更正することができます。

（注）基準地積の更正申請により、法務局の登記地積は更正されません。

2 申請できる方

① 登記事項証明書に記載されている土地所有者又はその相続人

※ 土地所有者が死亡している場合は、相続を証する書面を提出し、相続人が複数人いる場合は連署により申請してください。なお、相続を証する書面については、後日、返却します。

② 土地について所有権以外の権利（借地権等処分の制限を含む）を有する者

※ 土地が共有となっている場合は共有者全員の連署により申請してください。
※ 所有権以外の権利（借地権等）を登記されてない方は、権利の申告を、別途併せて行う必要があります。詳細については、担当までご連絡ください。

3 申請書類

申請にあたっては、次の書類を作成して提出してください。

申請に伴う測量等の費用は、申請される方のご負担になりますのでご了承ください。

① 基準地積更正申請書

- ・押印する印鑑はすべて実印とし、印鑑登録証明書を併せて添付してください。
- ・申請書は、原則として1筆ごとに作成してください。
- ・申請者の所有する土地が2筆以上連続している場合には、その連続する土地全部について1つの申請書で作成してください。
- ・複数筆の申請される方で、申請書が複数になる方は印鑑登録証明書の提出は一枚で結構です。

② 申請地の登記事項証明書

- ・基準地積更正申請書と内容を照合するために、登記事項証明書を提出ください。

③ 同意書

- ・所有権以外の権利を有する者が申請する場合、土地所有者の同意を得ることが必要となります。その同意を得たことを証るために必要なものです。
- ・当該土地の所有者の押印（実印）が必要です。印鑑登録証明書を併せて添付してください。
- ・土地所有者が複数の場合、土地所有者全員からの同意が必要です。

④ 実測平面図

- ・縮尺250分の1の図面で作成し、周囲の辺長及び求積に必要な事項並びに境界点の標識の種別及び境界点相互間の水平距離を記載してください。
- ・提出される実測平面図は土地家屋調査士が作成したものに限ります。作成した土地家屋調査士の押印があるものを提出してください。

⑤ 境界立会確認書

- ・隣接する土地の境界について、双方の所有者が合意を交わした旨を記した書面です。
- ・隣接する土地が、道路等の公共施設の場合は、その施設管理者が、境界を確認したことを証する書面が必要です。
- ・提出される境界立会確認書は土地家屋調査士が作成したものに限ります。作成した土地家屋調査士の押印があるものを提出してください。

⑥ 所有者名が記載された公図の写し

- ・図面には隣接する土地の所有者を記載してください。

～ 基準地積の更正申請とは？～

4 申請できる期間

平成30年3月9日（金）から平成30年6月11日（月）（土日、祝日の市役所閉庁日は除く。）までです

5 申請の受付場所

申請書類については、市街地整備課までお持ちください。郵送での受付は行いません。

〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市役所都市整備部市街地整備課 換地清算係
西庁舎4階
電話：0564-23-6272

6 申請書の審査と確認通知書の交付

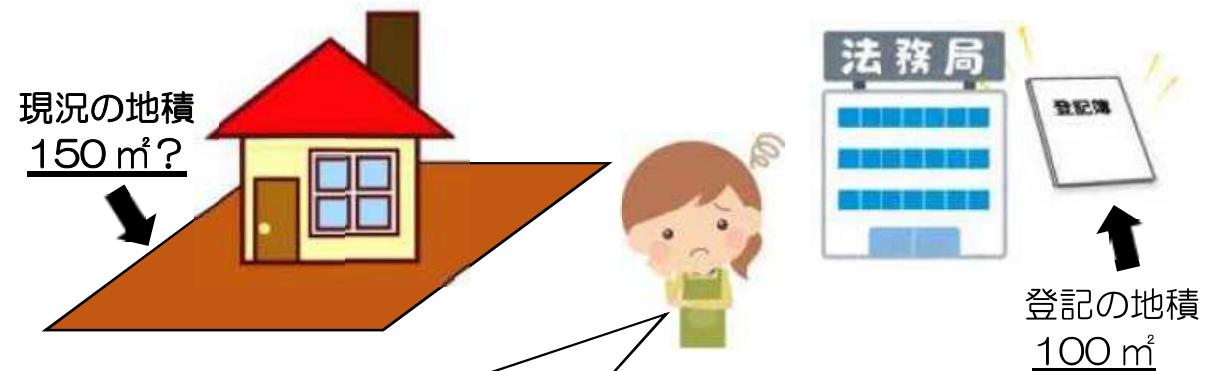
申請書の内容を確認後、内容が認められますと、申請人に対し「実測地積確認通知書」を送付します。又、認められない場合は、その旨の通知書を送付します。

7 その他

申請書などの様式は岡崎市役所都市整備部市街地整備課の窓口及びホームページにございますのでご利用ください。

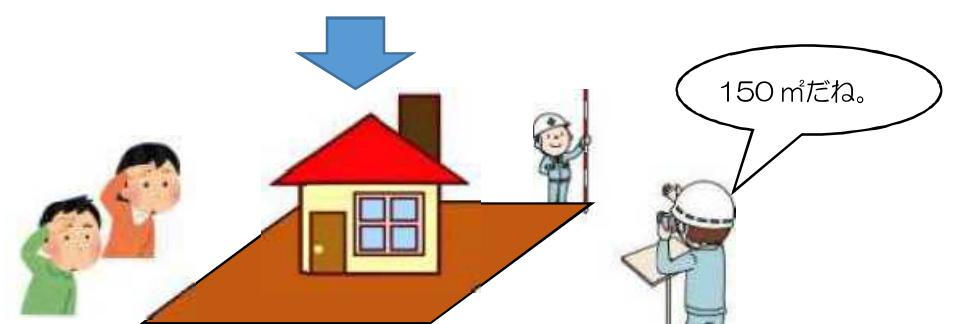
(<http://www.city.okazaki.lg.jp/1500/1517/p001140.html>)

岡崎市役所都市整備部市街地整備課 換地清算係
〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地
TEL 0564-23-6272
FAX 0564-23-5988
E-mail : shigaichiseibi@city.okazaki.lg.jp



「現況の地積」と「登記の地積」が
大きく違っていると思うんだよなあ

このような場合は・・・



土地家屋調査士に測量をご自身で依頼して・・・(※1)



必要な書類（例）

- ① 基準地積更正申請書
 - ② 申請地の登記事項証明書
 - ③ 実測平面図
 - ④ 境界立会確認書
 - ⑤ 所有者名が記載された公図の写し
- ※ 詳細はお知らせの2ページにあります。

書類をそろえて、市街地整備課へ申請することができます(※2)

※1 測量等、申請に要する費用は、申請される方のご負担になります。

※2 申請は地権者の方の任意です。